

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱(平成20年告示第68号)の規定による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則(平成17年規則第39号)第105条の規定により公告する。

令和7年9月10日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象業務

業 務 名 (発 注 課)	令和7年度 佐久市公共下水道流量調査及び既設管渠能力検討業務 (環境部 下水道課)
業 務 場 所	佐久市内
業 務 概 要	流量調査業務 既設管渠能力検証業務
履 行 期 間	契約締結日 から 令和8年3月10日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は佐久市財務規則第103条第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項第1号及び同条第4項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 佐久市物品購入等入札(見積)参加登録業者名簿の役務・業務3(測定・調査)に登録がされており、かつ、長野県内に本店又は支店・営業所等を有していること。
- (4) 計量法(平成4年法律第51号)第107条の登録(計量証明の事業の登録)を受けていること。
- (5) 入札公告日以前過去5年において、国又は地方公共団体が発注する同種業務の履行実績を有すること。

要件(1)から(4)までの基準日は入札公告日から落札決定日までとする。

3 入札の日程等

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書等の閲覧	令和7年9月10日(水)から 入札日まで	・市ホームページへの掲載 ・佐久市 環境部 下水道課(佐久市下水道管理センター)
入札参加申請受付	令和7年9月10日(水)から 令和7年9月19日(金)まで (最終日は午後5時15分まで)	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」原本・副本各1部、「誓約書」1部、「過去5年間に長野県内の下水道事業で下水道管渠の流量調査業務の実績を確認できる書類」1部とする。 ・佐久市環境部下水道課へ持参により提出のこと(郵送は不可)。
設計図書等 の 入 手	令和7年9月10日(水)から 入札日まで	・市ホームページよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質 問 受 付	令和7年9月10日(水)から 令和7年9月18日(木)まで (最終日は午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること(質問内容が分かるように具体的に記載すること)。 ・佐久市環境部下水道課 (佐久市下水道管理センター)へ持参

回 答 の 期 日	令和7年9月19日(金)以降	・下水道課より市ホームページにて回答する。
入 札 開 札 日 時・場 所	令和7年9月24日(水) 午後1時30分から(郵送不可)	・佐久市下水道管理センター 2 階会議室
落 札 者 の 決 定 等	・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応じた次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しEメールにより連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書(様式第4号)により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(閉庁日の場合はその翌日)以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書(様式第5号)により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。	
入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書 提 出 に つ い て (落 札 候 補 者)	・提出書類は以下のとおりとする。 1「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 2「管理技術者、照査技術者等の通知書」 3「管理技術者、照査技術者等の経歴書」 4「管理技術者、照査技術者等の資格を証する書類」 5「管理技術者、照査技術者等の雇用関係を証する書類」 ・落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに提出すること。 - なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 - 提出場所:環境部 下水道課 (佐久市下水道管理センター)	
入 札 結 果 の 公 表	・佐久市企画部契約課において閲覧にて公表する。(契約日以降)	

4 入札事項等

入 札 事 項	・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること(必要に応じ提出を求める場合もある。) ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札人は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低 入 札 価 格 調 査 制 度	・適用なし
最 低 制 限 価 格	・適用なし
入 札 保 証 金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する)
契 約 保 証 金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前 払 金	・適用なし
中 間 前 払 金	・適用なし
部 分 払 金	・適用あり(佐久市財務規則第138条の規定による。)

5 注意事項

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、参加のこと。

6 担当部課(問い合わせ先)

公告及び業務の内容	佐久市 環境部 下水道課 排水計画係 (長野県佐久市中込 3056) TEL. 0267-63-0101 (直通) FAX.0267-63-2843 Eメール: gesuido@city.saku.nagano.jp
-----------	--